

令和4年10月から選定療養費の価格改定となります

重要

初診及び再診時にかかる 「選定療養費」に関する変更のお知らせ

外来受診について、令和4年10月から200床以上の病院での初診時・再診時選定療養費が変更となります。紹介状なしで受診する場合、保険適用の診療費とは別に、患者様にご負担いただいていた選定療養費が変更となります。

当院を受診の際は、是非かかりつけ医の紹介状をお持ち下さい。

【初診時】

紹介状をお持ちでない初診の方にご負担いただく金額

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
5,500円(税込)	7,700円(税込)

※ 初診時選定療養費をご負担いただく場合

- ・ かかりつけ医の紹介状をお持ちでなく、当院を初めて受診する場合
- ・ 以前受診したことはあるが、前回の受診日から3ヶ月以上間隔があいている場合
- ・ 患者様が任意により治療を中止した後、改めて受診する場合
- ・ 当院、通院中であっても、通院中の診療科以外の診療科を紹介状なしで受診された場合

【再診時】

病状が安定し当院から他の医療機関宛に、文書による紹介を行った患者様が、再度、当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに受診された場合にご負担いただく金額

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
2,750円(税込)	3,300円(税込)

上記につきましては

令和4年10月1日からの取扱いとさせていただきます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

